平成２７年（フ）第５０３７号
大阪府八尾市恩智中町１丁目84番地の１　プレアール恩智402号
債務者　河上　譲治
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６５８号
大阪市旭区清水２丁目12番３号　豊ハイツ清水201号
債務者　江川　成二
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８５９号
大阪市鶴見区今津中３丁目３番２―701号
債務者　前田　富枝
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８６１号
大阪府東大阪市池之端町２番17号プルメリアコート104
債務者　坂本　智広
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２１号
神戸市東灘区深江浜町76番地501号
債務者　西山　智子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２８号
神戸市兵庫区湊川町５丁目８番１号　グローバル湊川ハイツ202号、従前の住所兵庫県三木市志染町広野１丁目254番地　ペアハイム雅Ⅱ205号
債務者　塚野　幸春
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２９号
神戸市兵庫区本町１丁目５番12―803号
債務者　塚野　幸弘
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４０号
神戸市須磨区西落合４丁目１番222―503号
債務者　ケェーディーラボこと　金　　成浩
（通称金子成浩・相沢成浩）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４３号
神戸市西区宮下１丁目16番26号
債務者　徳田　良一
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４４号
神戸市中央区二宮町２丁目１番12号
債務者　本田　真紀
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７５号
熊本県玉名市津留835番地
債務者　小坂由里香
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第３号
山口県萩市大字弥富上949番地、前住所大阪府箕面市小野原東１丁目３番33号
債務者　本間　克紀
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第１号
沖縄県国頭郡恩納村字前兼久571番地１　オーシャンリゾート恩納　１―11号
債務者　當山　堅進
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第３０８号
名古屋市緑区四本木407番地
債務者　吉田　房恵
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５７７号
川崎市川崎区浅田２丁目８番７―202号　ネオステージ浅田
債務者　平賀　文徳
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６６２号
川崎市高津区千年1254番地　岩間ベルノハイツ　202
債務者　鈴木　慎治
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係